誓約書

（あて先）春日井市長　石黒　直樹

り災廃材を春日井市クリーンセンターに持ち込むことについては、次の条件を確認し、違反した場合は持ち帰る等、クリーンセンターの職員の指示に従うことを誓約致します。

１　搬入日時：月～金曜日　午前８時30分～11時30分、午後１時～午後３時30分　※時間厳守

（祝祭日・年末年始12月29日～１月３日は搬入不可）

２　場　　所：クリーンセンターの職員が指示した場所

３　受入基準：１日最大４ｔ以下の車両４車まで　※長期間及び多量の搬入の場合は搬入計画書を提出すること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 受入可（※１） | 受入不可 |
| 一般戸建住宅  集合住宅 | ・家財道具（※２）  ・廃材木(長さ２m、直径20cm以内にしたもの)  ・灰（土嚢袋に入れ、土やガラを含めない） | 左記以外のもの  【例】  ・建屋、外構の材木以外の建材（コンクリート、瓦、窓、壁材、アルミ、レンガ、タイル　等）  ・地下埋設部分　・産業廃棄物 |
| 店舗・工場 | ・産業廃棄物以外のもの（事業系一般廃棄物）  ・廃材木(長さ２m、直径20cm以内にしたもの) |

※１　受入可のものは、上記のうちり災により機能を損失したものに限る。

※２　家財道具は、必ず次のように分別すること。（分別をしていない場合は、受入不可。）

1. **可燃ごみ：**紙類、衣類、布団、毛布、革製品、30cm以下のプラスチック製品　等
2. **不燃・粗大ごみ：**電化製品、ガラス製品、陶器類、30cm超のプラスチック製品、

80cm以上２m以下のもの（③④⑤を除く。）　等

1. **特定廃棄物：**スプリングマットレス、タイヤ、バッテリー、電気温水タンク、太陽熱温水器
2. **家電４品目：**エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機（リサイクル券は必要）
3. **発火性危険物**：スプレー缶、ガスボンベ、ライター、充電式電池を内蔵した小型家電

※ **車両への積み込みは１車に１種類とすること。**ただし、１車に複数種類積み込む際は、分別後に荷台の前から灰→廃材木→家財道具①②③④⑤の順番に積み込むこと。荷下ろし順が変わる場合は迂回が必要です。

※ 荷下ろしは、原則として搬入者で行うこと。フレキシブルコンテナバック（トン袋）は使用不可。

令和　　　年　　　月　　　日

り災場所　春日井市

り災者　　住　　所：

氏　　名：

搬入者　　住　　所：

氏　　名：

電　　話：

車両番号：

**搬入時には、本誓約書と減免申請書の各写しを毎回提示してください。**